

復 本 第 9 3 2 号  
2 食 産 第 4 8 9 号  
2 0 2 0 0 4 2 1 福 局 第 2 号  
令 和 2 年 4 月 2 8 日

卸売業者団体の長 殿  
仲卸業者団体の長 殿  
小売業者団体の長 殿  
外食業者団体の長 殿  
中食業者団体の長 殿  
加工業者団体の長 殿

復 興 庁 統 括 官

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長

経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の結果に基づく指導、助言等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 78 条の 2 の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、令和元年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「令和元年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき指導、助言等を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、福島で生産された商品の販売不振の払拭に向けて一層協力をお願いする。

## 1 令和元年度調査の結果

令和元年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添の「令和元年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照いただきたい。

ア 重点的に調査した米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン及びヒラメの6品目では、出荷量が依然として回復していない。また、福島県産品と全国平均との価格差は徐々に縮小しているが、依然として全国平均を下回る価格の品目が多いことが分かった。

イ 福島県産品の取扱姿勢に対する納入業者と納入先の認識の齟齬については、前年度調査の結果について指導・助言通知を発出し、周知を行ったところ、今年度調査においてはやや改善傾向にあるが、引き続き認識の齟齬を解消するための取組が必要である。なお、モデル実証試験で、実際に納入先に対して福島県産品の取扱姿勢について確認したところ、認識の齟齬が存在していることが判明し、改善された例があった。

ウ 福島県産桃の最大の輸出先であるタイの小売店の多くは、福島県産桃について好意的に評価しており、消費者の多くも福島県産という認識はさほどないものの日本産として好意的に評価していた。

エ 福島県産水産物の価格は回復傾向にあり、魚種によっては「常磐もの」として高評価である一方で、漁獲量が十分でないことから量販店での取扱いが限定されていることが分かった。

オ 福島県産桃を贈答用として受け取ることについて、送り手側の消費者は受け手側の消費者の意向を実際よりも後ろ向きに評価している傾向が見られた。また、福島県産桃の購買経験がある人の方がいない人よりも贈答意欲が高かった。

## 2 令和元年度調査の結果に基づく指導等

### (1) 指導

貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて納入先に福島県産品の取扱意向を確認すること《イメージ図参照》。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- 引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

### (2) 協力要請

現在、福島県では、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等の取組を通じて、福島県産農産物等の食味が優れている等の魅力を発信している。また、今後、福島県産農産物等について積極的なマーケティングが求められている。このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- 「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等において福島県産農産物等を積極的にPRする機会を設けるとともに、販売フェア等の常設的

な取扱いに協力いただきたい。

- 消費者の購買意欲を喚起するよう、福島県内の生産者等が行うマーケティング戦略に積極的に参画するとともに、福島県産農産物等のイメージの回復に協力いただきたい。
- 消費者に直接接する立場から、福島県内の生産者等が行うマーケティングにおいて、対象とする品目、手法、売り先に関して相談に乗るよう協力いただきたい。

### 3 令和2年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

令和2年度においても、令和2年度福島県産農産物等流通実態調査を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査に積極的に協力いただきたい。



関連対策を活用した福島県産農産物等の販売促進等

福島県の農林水産業の再生に向けては、GAP認証の取得、農林水産物の販路拡大と需要の喚起等生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援するための福島県農林水産業再生総合事業が措置されている。

また、福島県産農産物等に対象を限定しない販売促進等対策についても、各種措置されている。

このため、福島県農林水産業再生総合事業を始め各種対策について、案件形成を検討する段階から流通・販売相談窓口にご相談し、効果的に活用いただきたい。

<b>福島県農林水産業再生総合事業</b>		<b>【令和2年度予算額 4,660 (4,740) 百万円】</b>
<p>&lt;対策のポイント&gt; 福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援します。</p> <p>&lt;政策目標&gt; 福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復</p>		
<事業の内容>	<事業イメージ>	
<p><b>1. 安全・安心を確保した売れる農林水産物づくり</b></p> <p>① 安全で特徴的な農林水産物の生産に向けた取組 ア 第三者認証GAP等取得促進事業（交付率：定額） 生産者の第三者認証GAP等の取得を支援します。 イ 環境にやさしい農業拡大事業（交付率：定額、3/4以内、1/2以内） 有機農産物等の環境にやさしい農産物の生産拡大を支援します。</p> <p>② 農林水産物の検査の推進 ア ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業（交付率：定額） 国のガイドライン等に基づく農林水産物等の放射性物質の検査を支援します。 イ ふくしまの恵み安全・安心推進事業（交付率：定額） 産地における放射性物質の自主検査と結果の公表を支援します。</p>	<p><b>第三者認証GAP等取得促進事業（1①ア）</b> ・第三者認証GAP等の取得経費 ・研修会の開催 ・GAP指導員の育成 ・産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの運営 等</p> <p><b>環境にやさしい農業拡大事業（1①イ）</b> ・有機JAS認証の取得経費 ・有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入 ・商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等</p> <p><b>農林水産物の検査の推進（1②）</b> ・国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査 ・産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR</p>	<p><b>福島県産農産物等流通実態調査事業（2①）</b> 国による福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査</p> <p><b>販路拡大タイアップ事業（2②）</b> 生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言</p>
<p><b>2. 流通実態調査の実施、販路拡大に向けた取組</b></p> <p>① 福島県産農産物等流通実態調査事業（委託） 農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査します。</p> <p>② 販路拡大タイアップ事業（交付率：定額） 生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言を支援します。</p> <p>③ 水産物競争力強化支援事業（交付率：定額、5/6以内） 水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化に向けた取組、新たな販路開拓を支援します。</p>	<p><b>水産物競争力強化支援事業（2③）</b> ・水産エコラベル認証の取得経費 ・高鮮度流通の実証試験及びそれに必要な機器・設備の導入 ・小売店、外食店への販路開拓 ・認証水産物等のPR活動 等</p> <p><b>農産物等戦略的販売促進事業（3）</b> ・量販店での販売コーナーの設置、販売フェアの開催 ・オンラインストアにおける特設ページの運営 ・アンテナショップを活用した首都圏での販売促進 ・商談会の開催 等</p>	<p><b>流通・販売</b></p>
<p><b>3. 農産物等戦略的販売促進事業</b>（交付率：定額） 量販店、オンラインストア、アンテナショップでの販売促進の取組、商談会の開催等を支援します。</p>	<p>&lt;事業の流れ&gt;</p> <pre> graph LR     A[国] -- 交付 --&gt; B[福島県]     B -- 委託 --&gt; C[民間団体等]     A -- 定額等 --&gt; C     </pre>	
<p>【お問い合わせ先】 大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-1856）</p>		

その他の販売促進等対策

- 1 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化
  - ① 海外販売促進活動の強化と輸出環境の整備
  - ② 規格・認証、知的財産の戦略的活用と日本の食品・食文化の普及
  - ③ 6次産業化の推進
  - ④ 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大
- 2 強い農林水産業のための基盤づくり
- 3 農山漁村の活性化
- 4 企業とのマッチングの場を活用した加工品の販路拡大

## 福島県産農産物等の流通・販売相談窓口の設置

福島県産農産物等の販売不振がいまだ改善されない状況にあるため、農林水産省、復興庁、経済産業省及び福島県に「流通・販売相談窓口」を設置し、相談できる体制を整備している。

このため、流通・販売相談窓口を積極的に活用するとともに、その活動に協力いただきたい。

- 1 農林水産省  
食料産業局食品流通課 03-3502-8267 fukushima\_soudan@maff.go.jp
- 2 復興庁  
03-6328-1111 ryutsu.hanbai@cas.go.jp
- 3 経済産業省  
大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室  
03-3501-2883 fukushima-kouhou@meti.go.jp
- 4 福島県  
農林水産部農産物流通課 024-521-7371 ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

注) 電話の場合には、「福島県産農産物等の流通・販売相談」とお伝えください。